

登米市議会改革推進会議

調査報告書

令和元年5月

《 目 次 》

1. はじめに	3
2. 議会改革推進会議開催状況	4
3. 議会改革の取り組み状況について	6
4. 検討結果	
(1) タブレット端末の活用について	9
(2) 議会における事務事業評価について	10
(3) 政務活動費の公開について	11
(4) 議会基本条例の検証について	12
5. 引継事項	13
6. おわりに	16
資料1 登米市議会基本条例第25条に基づく 検証結果表	19

1. はじめに

登米市議会では、平成24年4月より、市民福祉の向上及び市政発展に寄与するため、議会の役割と基本的事項を明示した「登米市議会基本条例」を施行し、これまで本条例に基づき、市民に開かれた議会、市民の役に立つ議会を目指して議会活動に取り組んできた。

議会改革推進会議では「議会は市長とともに市民の信託を受けた二元代表制の意思決定機関であることを自覚し、議会としてのチーム力の強化を図ることが重要」との前回報告を受け、議会改革を継続的に推進するために検討を行ってきた。

任期満了を迎えるにあたり、本市議会の最高規範の検証と、平成29・30年度の取り組みを振り返り、その調査活動の成果を調査報告書としてまとめた。

【参考】

■議会改革推進会議の概要

①名称 登米市議会改革推進会議

②所掌事務 ・議会基本条例の目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。
・議会機能のあり方に関すること。
・その他議会の改革に関すること。

③会議の構成員 委員は会派から選出し、会派から選出する委員の数は、議長が協議により定める。

④委員

委員長	伊 藤 吉 浩	副委員長	氏 家 英 人
委 員	佐々木 好博	委 員	須 藤 幸 喜
委 員	佐 藤 千賀子	委 員	佐 藤 恵 喜
委 員	及 川 長太郎	委 員	八 木 しみ子

２．議会改革推進会議開催状況

今期議会改革推進会議では、前回からの引継ぎ事項や、議会基本条例で規定している取組みについて、実施に向けて先進自治体を参考にしながら、22 回にわたり検討を重ねてきた。

○議会改革推進会議開催状況

日 程		検 討 課 題
第 1 回	H29. 5. 15	➤ 正副委員長の互選
第 2 回	6. 13	➤ これまでの経緯及び今後の協議事項について ➤ 議会における事務事業評価について
第 3 回	8. 9	➤ 議会運営委員会からの検討依頼について ➤ 議会モニターについて ➤ 行政視察について
第 4 回	8. 30	➤ 議会運営委員会からの検討依頼について ➤ 議会モニターについて
第 5 回	9. 29	➤ 議会モニターについて ➤ 行政視察について
第 6 回	11. 17	➤ 議会モニターについて
第 7 回	12. 20	➤ 市民との意見交換会時の質問事項について ➤ Facebook について
第 8 回	H30. 1. 24	➤ Facebook について
第 9 回	2. 15	➤ Facebook について
第 10 回	3. 26	➤ 平成 30 年度ロードマップについて
第 11 回	5. 31	➤ 議会による事務事業評価について
第 12 回	6. 7	➤ 議会による事務事業評価について
第 13 回	6. 12	➤ 議会による事務事業評価について
第 14 回	7. 17	➤ 議会による事務事業評価について
第 15 回	8. 21	➤ 議会による事務事業評価について
第 16 回	9. 13	➤ 議会による事務事業評価について
第 17 回	10. 10	➤ 議会による事務事業評価について ➤ 行政視察(事前調査)について
第 18 回	12. 14	➤ 議会基本条例の検証・評価について ➤ 意見交換会について ➤ 政策アドバイザー制度について

第 19 回	H31. 3. 1	➤ 議会基本条例の検証・評価について
第 20 回	3. 8	➤ 議会基本条例の検証・評価について
第 21 回	3. 15	➤ 議会基本条例の検証・評価について
第 22 回	3. 22	➤ 委員会調査報告書（案）について

○先進地行政視察

視 察 日	視 察 先	視 察 内 容
H29. 10. 26	静岡県焼津市	■Facebook による情報発信について ■政策提言について
10. 27	静岡県藤枝市	■議会における事務事業評価について
11. 10	岩手県紫波町	■議会改革の取り組みについて
H30. 10. 31	岐阜県可児市	■政策形成サイクルの運用について ■地域課題解決型キャリア教育について
11. 1	愛知県岩倉市	■議会基本条例の検証について ■議会サポーター制度について

３．議会改革の取り組み状況について

これまでの議会改革に関する取り組み状況の確認を行った。

（１）議会改革の取り組みについて

年度	内 容
17	議会中継（ライブ中継・録画中継、庁内ライブ中継）を開始
19	議長交際費執行状況、政務調査費収支報告をホームページで公表
21	議会改革調査特別委員会の設置 発言席の設置
22	会議録検索システム導入 議会改革討論会、市民との意見交換会を実施
23	議会基本条例を制定
24	議会議員政治倫理条例を制定 議会改革推進会議を設置
25	議場内大型ディスプレイを設置 議案及び付属資料をホームページで公表
26	空き家等の適正管理に関する条例を制定 通年議会の導入 議会基本条例の検証実施・報告
27	議会中継映像ハイビジョン化対応
28	タブレット端末の導入 議会基本条例の検証実施
29	議会モニターを委嘱 フェイスブックでの情報発信を開始
30	議会事務局２係体制に再編、法制担当職員を併任発令 政務活動費の領収書をホームページで公開 各常任委員会毎にロードマップ（年間活動計画）を作成 議会による事務事業評価を行い政策提言 議場活用事業（市民歌斉唱、議場見学、本会議体験等）を実施 議会基本条例（議決事項）の見直し、改正 市議会通信を発行

(2) 第三者視点による本市議会の状況及び傾向

○議会改革の状況

議会改革度ランキング				
総合順位	議会名	情報共有	住民参加	機能強化
1位	北海道 芽室町議会	8位	1位	1位
2位	岐阜県 大津市議会	11位	9位	2位
3位	大阪府 大阪府議会	1位	15位	9位
4位	石川県 加賀市議会	8位	8位	6位
5位	三重県四日市市議会	19位	13位	3位
6位	栃木県 桐生市議会	21位	17位	4位
7位	岐阜県 可児市議会	26位	5位	20位
8位	福島県 会津若松市	36位	10位	7位
9位	大阪府 堺市議会	15位	41位	5位
10位	東京都 町田市議会	2位	3位	56位
～中略～				
39位	宮城県 登米市議会	151位	63位	30位

議会改革度調査 2017 (調査元:早稲田大学マニフェスト研究所)

【目的】全国の議会改革がどのような状況・傾向にあるか。議会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし、善い政治を競う「善政競争」を促すもの。

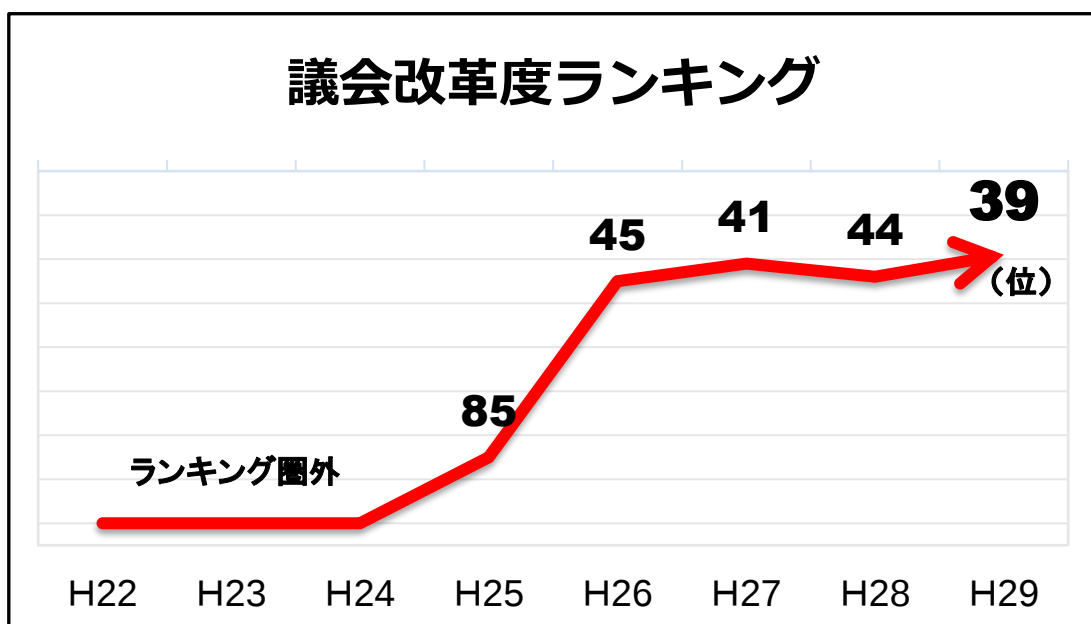
【調査の観点】議会の果たすべき役割 3つの柱について改革度合を数値化し、ランキング

情報共有…本会議などの議事録や交際費・視察結果の公開具合と検証

住民参加…傍聴のしやすさ、議会報告会などの実施、住民意見の聴取

機能強化…議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況

・近年の議会改革度ランキングの推移



◆ウィークポイント◆

〔情報共有〕 ホームページ上で、常任委員会の会議中継や会議録、政務活動費の証拠書類等が未公開である。

〔住民参加〕 意見交換会の開催回数や持ち方の工夫、傍聴のしやすさ、傍聴用資料の提供の仕方について改善の余地あり。

○議会活動の状況

議会活力度ランキング					
総合順位	自治体名	基本事項	情報公開	住民参加	議会運営
1位	兵庫県 西脇市	39位	4位	3位	6位
2位	沖縄県 那覇市	1位	90位	4位	38位
3位	三重県 四日市市	140位	80位	5位	3位
4位	山口県 山陽小野田市	69位	9位	26位	20位
5位	神奈川県 茅ヶ崎市	7位	57位	96位	15位
6位	千葉県 流山市	17位	8位	177位	16位
7位	京都府 亀岡市	418位	148位	21位	1位
8位	茨城県 取手市	46位	37位	10位	76位
9位	神奈川県 横須賀市	8位	13位	185位	26位
10位	岐阜県 可児市議会	111位	14位	44位	40位
～中略～					
36位	宮城県 登米市議会	487位	34位	24位	115位

議会活力度調査 (調査元:日経リサーチ)

【目的】改革の取り組みに加え、住民の関心や議会の魅力度、制度の活用ぶりなどを調査。

【調査の観点】基本事項、住民への情報公開、議会への住民参加、議会運営について得点化し、ランキング

◆ウィークポイント◆

〔基本事項〕 女性議員や 50 歳未満議員の比率、定数に対する立候補者数の倍率、議会議員選挙の投票率が低調である。会議出席費用弁償を支給している。

〔議会運営〕 政策条例の議員提案がない。議長任期が 4 年でない。

〔情報公開〕 全ての会議の議事録や議案及び付属資料が未公開。政務活動費の使途について第三者チェックなし。

4. 検討結果

前回の推進会議からの引継事項であった、「タブレット端末の活用」、「議会による事務事業評価」、「政務活動費の公開について」、「議会基本条例の検証」の4点について検討した。

(1) タブレット端末の活用について

➤ ペーパーレス化

【現状と課題】

- ・議員一人ひとりにタブレット端末が貸与され、ペーパーレス会議システムを使用している。使用にあたっては、使用基準及び使用に関する申し合わせ事項を設けて運用している。
- ・議案等、資料や委員会資料をタブレットに掲載し、資料の閲覧や情報共有が可能となっている。
- ・議場へのタブレット端末の持ち込みが可能となっており、会議中活用できる。
- ・同期機能（ペアリング）を使って、会議を行った。
- ・資料の検索が容易であるものの、資料データのダウンロード等が可能であればさらに良い。
- ・各種会議資料のデータをタブレットに掲載しているが、掲載している情報が活用されていない。
- ・委員会開催通知等をメール送信している。
- ・会議開催通知等発送の際、事務局のメール送信、郵送、電話やファックスと連絡手段が多重化している。
- ・会議中に議員はタブレットを使用するものの、執行部はタブレット端末を使用しておらず、議論の装備として公平でなく、情報や資料の共有化になっていない。
- ・議会としてタブレット端末の機能を活かしきれていない。

【検討結果】

- ・ペーパーレス会議システムの比較検討を行い、次期更新時期に備えるべきである。
- ・連絡手段としてタブレット端末を主軸に、連絡手段を統一するよう議会内で検討が必要である。
- ・ペーパーレス化を目指すのであれば、議員だけでなく執行部にもタブレット端末が必要である。
- ・タブレット使用基準や使用に関する申し合わせ事項について、現状を分析し、ICTの機能を活かす使い方の見直しが必要である。

➤ 市民への情報発信

【現状と課題】

- ・インターネットやパソコンで、議会の内容（ライブ中継・録画中継）が視聴可能である。
- ・委員会の様子をライブ中継や録画中継をしていない。
- ・平成 31 年度において、スマートフォンやタブレットに映像を配信するための経費を予算化した。
- ・スマートフォン及び小型ディスプレイで議会内容を視聴するのが困難である。

【検討結果】

- ・今では日常生活に欠かせない身近な情報端末であるスマートフォン、タブレット等は、映像配信やQRコードの設定が整い運用開始されたら、市民への積極的な周知を行われたい。
- ・幅広い年齢層に対応できるよう、コミュニティFMのホワイトスペースを利用した議会中継を研究されたい。

➤ 市民からの意見の徴取

【現状と課題】

- ・フェイスブックから議会の活動の様子を情報発信している。（平成 30 年 2 月 26 日から運営管理者は議長）
- ・登米市ホームページ上に、意見受付フォームを設けている。
- ・フェイスブックは、議長が運営管理者となり運用中であり、情報の更新は職員が行っている。

【検討結果】

- ・市民から意見を寄せて頂きやすくするため、意見受付フォームの活用を呼びかける。
- ・積極的な議会の情報発信のため、フェイスブック運営管理者の再検討が必要ではないか。

（２）議会における事務事業評価について

【現状と課題】

- ・平成 30 年度、試行的に各常任委員会が 3 事業ずつ深掘り調査を実施し、政策提言した。
- ・取り組んだ事に意義があり、個々の事務事業について、議会として再検討することができた。
- ・常任委員会毎に評価対象事業を選定すると、所管毎の政策的事業

数にばらつきがある。

- ・評価結果及び提言内容について、全員協議会で全体共有を行ったが、もっと時間をかけ議員間討議を行い、内容を深める必要がある。
- ・12月4日に市長へ政策提言したが、予算編成の後追いで事務事業評価を進めたため、当初予算がまとまったところでの提言となった。

【検討結果】

- ・常任委員会で評価対象事業を選定する際、年間活動テーマに関連した事業を選び、行政視察や通常の所管事務調査と関連づけると更なる深掘りが期待できる。
- ・個別事業だけでなく、関連事業も対象とした施策評価を検討する。
- ・今年度は、議会の合意として政策提言したが、議会の合意とするか決議とするかは更に検討が必要であり、議会全体の共通認識の下で進める必要がある。
- ・翌年度の予算編成に間に合わせるために、事務事業評価のスケジュールを全体的に前倒しする必要がある。
- ・政策提言した後の予算審査、決算審査、現年調査と連動させ、サイクル化を確立していく。

（３）政務活動費の公開について

➤ 領収書等をホームページで公開

【現状と課題】

- ・今年度より、平成29年度分収支報告（会計帳簿や証拠書類）を全てホームページで公開している。
- ・収支報告の記載方法や内容がまちまちである。

【検討結果】

- ・収支報告や政務活動の内容がホームページで確認しやすいように、サイト構成を工夫する。

➤ 政務活動の見える化

【現状と課題】

- ・ホームページに、収支報告と共に調査報告書を掲載している。
- ・行政視察以外の活動が少なく、行政視察以外の政務活動では何をしているのか分からない。

【検討結果】

- ・行政視察した先進事例が「どう議会活動に活かされているのか」に市民は関心をもっている。市民への説明責任を果たすために十分な調査報告を行う必要がある。
- ・政務活動は会派の活動となることから、会派として積極的な情報発信を工夫する必要がある。

（４）議会基本条例の検証について

【現状と課題】

- ・議会基本条例第 25 条に基づき、今年度 3 回目の検証を行った。
- ・議会基本条例に規定している機能の仕組みについて、体制的に整った。

【検討結果】

- ・自己満足で終わらないために、市民目線での評価検証も必要である。
- ・達成度の区分で、「取り組み中、更なる推進が必要」を設定し、より細かく検証する必要がある。
- ・誰でも気軽に議会を傍聴できるよう検討が必要である。
- ・政治倫理条例を制定しているが、条例の検証を行っておらず、また求められる市議会議員像についての研修が必要である。

（資料 1 「登米市議会基本条例第 25 条に基づく検証結果表」）

5. 引継事項

議会基本条例の検証や、これまでの議会改革推進会議での検討を踏まえ、次期議会改革推進会議には、次の事項について調査検討を望むものである。

(1) 議会活動の見える化

議会だよりやホームページ、フェイスブック等で、議案審議、一般質問、常任委員会活動、意見交換会等活動を分かりやすく市民に伝える工夫が必要である。

市民が知りたい情報を把握し分析を行い、議会の活動や議会改革の状況が分かりやすく伝わるように、伝える手法、見となる紙面・ページづくりの技法を調査研究されたい。

(2) 議会モニターの充実

平成 29 年度から試行的に議会モニターを委嘱し、議会を傍聴し、議会運営について意見を頂戴している。

平成 29 年度は 8 名、平成 30 年度も 8 名の議会モニターに足繁く議会にお出で頂き、市民目線での意見を頂いた。その結果、これまで慣例で行っていることが、市民感覚からすると時代錯誤であったり、不親切であることが分かった。親しみやすい議会になるために、議会運営委員会を中心に議会モニターから頂戴した意見を取り入れ、改善につなげていくことが大事である。

現在、議会モニターの定員は 20 名であるが、二ヵ年とも定員に満たない状況であった。市民が議会に参加しやすい環境づくりと参加機会の創出のため、議会傍聴を中心とした意見を頂く現行の議会モニターとは別に、議会アンケート等に応じて頂くフリーモニター制度（無作為抽出）を研究し、市民から広く議会運営について意見を聴く体制を整備されたい。

(3) 一般質問と答弁について

議員は、質問したい事項は何かを明確にし、自らの質問に責任を持ち、主体的な姿勢で一般質問に臨むべきである。現在、一問一答方式で一人 50 分間（質問と答弁を含む）で一般質問を行っているが、丁寧な答弁を行うあまり、質問が深まる前に時間切れとなることがある。他議会では、一般質問の時間については、執行部の答弁時間を含めず設定している議会もある。一般質問の内容が深まるよう、質問時間の制限に

ついて調査研究され、議論の質を高める条件整備を検討されたい。

また、一般質問に対する答弁の準備に時間が必要であることは理解するが、質問を通告してから答弁までの期間が長く、質問内容に関する事柄の事情が変わることもある。また、通告をしてからの期間は短期間である方が議会及び執行部に緊張感が生まれる。限られた本会議の時間を有効に使うために、一般質問を通告してからの期間を短縮し、議会日程全体を見直すことも必要であると考える。

一般質問の時間のあり方や議会日程の設定についても検討されたい。

(４) 事務事業評価を中心とした政策形成サイクルの充実

政策形成サイクルを回していくため、事務事業評価を充実させ、常任委員会による深掘り調査として定着させていく必要がある。

今後の事務事業評価では、年間活動テーマに則した評価対象事業の選択や事業数については各常任委員会の裁量に任せて行うのが望ましい。また、実施時期については、事務事業評価に基づく政策提言が、翌年度の総合計画実施計画ローリングや予算編成に反映されるスケジュールで進める必要がある。

(５) 委員会代表質問制の導入

現在は、本会議の下部審査機関である委員会の委員長に代表質問を行う権限は付与されておらず、委員長は本会議において質問することはできない。

今年度取り組んだ事務事業評価で、常任委員会で深掘り調査しさらに執行部に質したい事項が出て来た事例もあった。議員個人の一般質問では限界があり、常任委員会で調査したからこそ生じる疑問や気づきを、常任委員会として問い質す仕組みが必要であると感じた。

現在の議会の運用上、委員会代表質問はできないが、他市議会では議会基本条例で実現している例もある。

委員会を中心とした政策形成サイクル実現のために、議会の組織的な活動から生じた質問を、執行部に問い質せる体制を調査研究されたい。

なお、議会運営や議案審議における下記事項について、議会運営委員会において検討され、執行部と調整願いたい。

➤ **反問権の行使についてルール化**

反問権が行使されたが、質問の趣旨や、質問に対する議員の見解を確認する内容であった。反問権は市長等が行使できているが、執行機関の長である市長の行使はなく、副市長等によるものであった。

反論と反問の違い、反問権が行使できる範囲を確認し、執行部と共通認識の下で、議会の討論が行われ、反問権を行使することで、議論が深まることを期待したい。

➤ **議会運営委員会の構成委員選出の見直し**

現在、議会運営委員会委員の構成は、2人会派からは選出されていない。一方で、会派に属さない議員が委員として選出されている。委員構成に偏りが見られるため、改選期にあたり見直しを検討されたい。

6. おわりに

議会改革は、改革度ランキングを上げることが目的ではない。ランキングが上がることで、議会改革をしたつもりになってはいけない。議員一人ひとりの見方、聴き方、考え方をほんの少し変えることで、改革の芽はたくさんある。そして、実際に行動し、自ら気づくことが、改革の芽を見出すことであることに気づかされた。議会改革は、終わりのない旅であり、今もその旅の最中であることを忘れてはならない。

市民のために議会は何が出来るのか。条例や環境整備等形式的な改善のしたふり議会にならないために、議会の主体的な挑戦で、議会の存在意義や二元代表制の責任を果たしていかなければならない。市民のための市政が行われるよう『市民のための議員』『市民のための議会』としての改革が求められている。

これまで、種々の取り組みを試行錯誤しながらも、議会基本条例で規定している仕組みづくりを進めてきた。議員各位、執行部のご理解の下、議会基本条例で規定している体制はほぼ整ってきた。これからは、議会活動として定着させ、登米市議会のスタイルとして確立し、真に機能させていく段階に入る。『市民のための議会』となるには、『チーム登米市議会』としての政策討論や政策提言を行い、団結していくことが必要である。そして、議員皆で対話を重ね、合意形成しながら結論を導き出し、行動していくことで結果につながり、市民の幸せに通じる。

そのためには、市民と議会の関わりを強めていかなければならない。議会の対話に市民を巻き込み、多様な意見を柔軟に取り入れ活かしながら、市民の参画を進めていくことが必要である。市民の声を聴き、一緒に考え行動することで『信頼される議会』と変化していくと信じている。

時代は、平成から令和となった。平成は、自然災害が多発した時代であった。有事の際、市民生活を安定させるため、災害時の議員・議会の役割が重要になってくる。今こそ、市民生活の安定や市民の幸せを守るため、議会が担うべき役割を議員全員が再認識しなければならない。

議会改革は目的ではない。市民の暮らしの向上、地域のために何をするのか考え行動し続けることである。したがって、改革に終点はない。『信頼される議会』になるために、登米市議会の終わりなき挑戦はこれからも続いていく。

議会改革は市民のために、市民に『信頼される議会』となるために、一人ひとりの意識改革が登米市議会の大きな変化につながる。議会としての議論や活動がさらに深化していくことを期待し、今期の調査報告とする。

議会の本来的役割

意思決定機関

監視機関

民意の集約機関

政策提案機関



議会改革とは、

本来の議会の役割を果たすための仕掛けづくりです。



登米市議会基本条例第 25 条に基づく
検 証 結 果 表

○議会改革推進会議における評価結果

登米市議会基本条例の条文毎に、評価項目を設定し、現在の取組状況を踏まえ、取組の達成度と今後の方向性について、議会改革推進会議委員がそれぞれ主観評価を行った。その後、議会改革推進会議において、議会基本条例の委員間討議を行いながら一つ一つ検証した。

評価項目に対する具体的な取り組みを踏まえ、下記の評価区分により「達成度」と今後のあり方を「方向性」として整理した。

《達成度》	
評価区分	内 容
◎	十分達成している
○	達成している
△	未達成。取り組みが不十分
×	未着手

《方向性》	
評価区分	内 容
継続	評価項目については実施している。今後も引き続き実施していくもの。
拡充	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるもの。
改善	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるもの。
実施	評価項目については実施しておらず、今後も引き続き実施に向けた努力を行っていくもの。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評 価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第1条	目的					
	この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	—				条例の制定目的を簡潔に示す目的規定であり、 検証の対象外とする。
第2条	議会の活動原則活動					
	(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	市民に開かれた議会運営				議会の活動原則を定める規定であり、各号の原則 に変更がないため、検証の対象外とする。
	(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見（以下「市民の意見等」という。）を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充				
	(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言（以下「政策立案等」という。）の強化に努めること。	政策立案等の強化				
	(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市政運営の監視と評価				
第3条	議員の活動原則					
	(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員間の自由な討議の推進		○	継続	
	(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。	市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上		○	継続	
	(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。	市民全体の代表としての活動		○	継続	一般質問や代表質問などを通し、市政運営を監視している。 【H29】16日 84人（1 定期議会あたりおよそ21人） 【H30】15日 78人（1 定期議会あたりおよそ20人）
第4条	会派					
	議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成				会派結成の根拠や会派の構成を規定する条文であり、 検証の対象外とする。
	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	同一の理念を共有する議員で構成				
	会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	積極的な政策立案等		△	実施	会派の行政視察で調査した内容を一般質問等で取り上げ、議員や執行部に情報共有と課題提起を行った。 NEXT 行政視察だけが会派の活動ではない。各会派において活動の見える化を進めるべき。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例 該当条文		評価項目	議会改革チェック項目	評 価		具体的な取り組み
				達成度	方向性	
第 5 条	市民参加及び市民との連携					
	議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	情報の積極的な提供と議会の説明責任	■会議録を議会ウェブサイトで公開している □本会議だけでなく委員会の会議録も公開している ■事前に議会日程・議案を議会ウェブサイトで公開している ■動画を議会ウェブサイトで公開している □本会議だけでなく委員会の動画も公開している ■議会報告会を行っている	○	改善	本会議の会議録と動画を公開している。委員会の会議録と動画は公開していない。 HPに議会日程、議案、提案理由書、予算書（抜粋）を公開している。 議会報告会を各地域で行っている。 【H29】9会場 参加者132人、意見要望141件 【H30】9会場 参加者154人、意見要望139件
	議会は、定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）のほか、全ての会議を原則公開とする。	会議の原則公開	■本会議だけでなく委員会も無条件で公開している □名簿の記入手続きを廃止している ■傍聴者が資料を閲覧できる環境を整えている	◎	継続	本会議は原則公開の取り扱い。常任委員会等は議長及び委員長の許可により傍聴を認めている。 【H29】・総務企画2人 ・教育民生0人 ・産業建設1人 ・議運0人 ・全員協議会0人 【H30】・総務企画8人 ・教育民生13人 ・産業建設6人 ・議運3人 ・全員協議会6人 ・公共施設1人
	議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用 公聴会の開催	□広く議会外の意見を聞いている	×	実施	実績なし
	議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	■請願・陳情者の発言機会がある	○	継続	請願・陳情の受理件数 【H29】請願0件、陳情10件、直接説明1件 【H30】請願0件、陳情10件、直接説明0件
	議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	市民との意見交換の場を確保し積極的に政策立案を行う	■住民との対話の場を開催している ■議員と事務局が一体となって運営している ■住民意見の内容を議会ウェブサイトで公開している ■住民意見の内容を本会議や委員会で報告している □住民意見の対応状況を議会ウェブサイトで公開している □政策提言につなげる仕組みがある □政策提言につなげるための進捗や結果を公開している □政策提言が実現し、住民の福祉向上につながっている	○	拡充	議会報告会を兼ねた意見交換会を各地域で行っている。 【H29】9会場 参加者132人、意見要望141件 【H30】9会場 参加者154人、意見要望139件 寄せられた要望意見とその対応方法について公開している。 常任委員会・特別委員会で、各種団体との意見交換会を行った。 【H29】総務企画0回、教育民生1回、産業建設1回 福島特委1回 【H30】総務企画1回、教育民生1回、産業建設4回 議運1回 ・意見交換をワールド・カフェ方式で行った。 ・文化振興条例整備について関係者と検討を行った。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評 価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第 6 条	広報・広聴活動					
	議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案の議案に対する賛否結果を公表	■議員個人の賛否結果を公開している ■議会としての賛否理由を公開している ■議会ウェブサイトで公開している	○	拡充	ホームページ及び議会だよりで公表している。
	議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	積極的な情報公開	■議会だよりや議会ウェブサイト住民視点のレイアウト・デザインにしている □議会だよりや議会ウェブサイト住民アンケートや住民意見を取り入れる仕組みがある □議会だよりや議会ウェブサイト有識者や専門家の意見を取り入れている ■SNSを議会として活用している ■SNS運用上のルールを定めている ■SNSを住民が見たくなるような工夫を行っている □広報の戦略を体系立てて作成している □広報手段ごとに、目的、ターゲット、目標値を設定している □広報手段ごとに、効果を検証している □パブリックコメントを実施している □住民アンケートを実施している	○	拡充	○議会広報 【H29】6・12月定期議会は20頁、9・2月定期議会は24頁 【H30】毎号24頁、 特集頁を編集（病院特集、追跡レポート等関心の高い事業を特集） ○ホームページ 【H29】HPリニューアル後、閲覧数9,157人 【H30】4/1～3/5迄閲覧数 35,987人 ○フェイスブック 【H29】H30.2.26開設 【H30】フォロアー数 68人、いいね！59人（H31.3.29現在） ○会議録検索 【H29】2,165件 【H30】28,921件 ○動画検索 【H29】ライブ中継9,831人 【H30】ライブ中継9,718人
	議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場（以下「意見交換会」という。）の開催等の広報活動を積極的に行うものとする。	意見交換会の開催	■住民が参加しやすい日時・場所で開催している ■目的に合わせたテーマ・対象を設定している □これから議会で扱うテーマを設定している □対面形式ではなく、グループワーク等を取り入れている □第三者ファシリテーターを取り入れている □ホワイトボードの活用など、運営上の工夫を行っている	○	拡充	【H29】地域毎テーマ 【H30】登米市の地域医療を考える
	議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置		◎	継続	設置済
	前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定		◎	継続	制定済
第 7 条	政策企画調整会議					
	議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	■会議の内容が議会全体に共有されているか	○	継続	平成30年度から毎月定期的に、情報共有と協議の場として開催している。 （主な協議内容）委員会活動状況、文化振興条例、政策提言
	前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定		◎	継続	制定済

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評 価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第8条	議会モニター					
	議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置	■モニター制度を導入している ■モニター意見を議会に反映している □モニターの意見の反映を議会ウェブサイトで公開している	○	拡充	平成29年度から試行実施、平成30年度本格実施している。 【H29】8人委嘱 【H30】8人委嘱 モニター同士、モニターと議員との意見交換会を実施し議会運営や親しみやすい議会について意見を頂戴し、実現可能なものから変えている。
	前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定		◎	継続	制定済
第9条	市長等との関係					
	議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価・政策提案	■事務事業評価を行っている	○	拡充	平成30年度、議会による事務事業評価を行い、政策提言した。
	本会議における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答方式の実施	■一問一答方式を導入している	◎	継続	導入済
	議長から本会議又は委員会等への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	市長等に反問権付与	■反問権（質問の趣旨を確認する）を導入している ■反問権（逆質問や反論、反論権も含む）を導入している □反問権の行使があり、議論が深まっている	◎	継続	反問権は付与済である。 反問権行使実績 【H29】実績なし 【H30】4回（副市長2回、病院事業管理者2回） NEXT🔊単に趣旨確認にとどまらず、審議が深まる運用を議会と執行部で検討する。
	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じて市長等への文書質問		○	継続	【H29】1件 ・放課後児童クラブの待機児童の改善に向けた今後の対応について 【H30】3件 ・指定管理者制度導入で直営期間を経た後に指定管理者制度を導入することの根拠 ・懸垂幕を設置する施設を規定する要項について ・市内の司法書士等の充実を図ること及び相続の生じた不動産を市が取得することについて

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例			評価項目	議会改革チェック項目	評価		具体的な取り組み
該当条文					達成度	方向性	
第10条	市長による政策等の形成過程の説明						
		議会は、市長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 （１） 政策の発生源 （２） 提案に至るまでの経緯 （３） 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 （４） 市民参加の実施の有無及びその内容 （５） 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 （６） 関係する法令並びに条例及び規則（以下「条例等」という。） （７） 財源措置 （８） 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求 (1)～(8)		○	拡充	各常任委員会、特別委員会、全員協議会において事前説明している。 議案等に関する説明資料の充実を求める。
		議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。	立案及び執行の論点及び争点の明確化 執行後における政策評価に役立てる審議		○	改善	今年度事務事業評価を行い、政策提言した。
第11条	政策説明資料の提出要求						
		議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求		◎	継続	一般質問及び議案に対する資料請求の申出を議長宛行っている。 【H29】42件請求 【H30】44件請求
第12条	議決事件						
		法第96条第２項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) 登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2) 登米市行財政改革大綱の策定、変更又は廃止 (3) 登米市環境基本計画の策定、変更又は廃止 (4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結、又は解消	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	■議決事項の追加を行っている ■地域独自の議決事項を追加している ■総合計画を議決事項に追加している	○	継続	【H29】実績なし 【H30】平成30年12月、議決事項4項目の市重要計画への参画ルールを明確化した。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評 価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第13条	議員相互間の討議					
	議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議（自由討議）の実施	□議員間討議をルール化して定めている ■議員間討議を実施している ■効果的な討議のための工夫（ホワイトボード設置等）を行っている	○	拡充	常任委員会等において、執行部を退席させた中で自由討議を実施した。
	議員は、本会議及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成		○	拡充	
第14条	委員会等の適切な運営					
	議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査	■年間テーマを設定している ■年間テーマに基づく視察や調査を行っている ■年間テーマに関する報告や提言を行っている	○	拡充	平成30年度年間活動計画（ロードマップ）を作成し、それに基づき委員会活動を行った。 委員会活動の報告は、定期議会毎に行っている。
	委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	①委員会による積極的な政策立案 ②委員会による市政運営の監視と評価		○	拡充	【H29】 無 【H30】 政策提言実施
	委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催		○	拡充	【H29】 総務企画0回、教育民生1回・・・登米地方保育所協議会 産業建設1回・・・産業振興会 福島第一1回・・・登米市まちづくり市民の会 【H30】 総務企画1回・・・佐沼警察署、 教育民生1回・・・PTA連合会、 産業建設4回・・・農業委員・産業振興会 商工会連絡協議会・振興協同組合
第15条	政務活動費					
	会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付		◎	継続	月額25,000円/人 【H29】 5会派、5議員へ交付 【H30】 5会派、4議員へ交付
	政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	■収支報告書、会計帳簿を公開している ■領収書を1円から公開している ■議会ウェブサイトで公開している ■議会事務局によるチェックを行っている □第三者によるチェックを行っている □政務活動費マニュアルを議会ウェブサイトで公開している	◎	継続	収支報告書、会計帳簿、支出全ての領収書の写しをHPで公開している。 会計処理のチェックは議会事務局で行っている。 政務活動費マニュアルの公開、第三者によるチェックは行っていない。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第16条	議会改革推進会議					
	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	■議会改革の目的を議会全体で共有している	◎	継続	2年任期終了時に調査報告書を提出し、議会改革の取り組みについて共有している。
	議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱		△	継続	実績なし 必要に応じて委嘱する
	第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定		◎	継続	『政策アドバイザー制度』を制定し、平成31年度より対応できる体制になった。
第17条	調査機関の設置					
	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置		△	継続	実績なし 必要に応じて調査機関の設置する
	議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	調査機関への議員参加		△	継続	実績なし
	第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定		×	実施	
第18条	議員研修の充実強化					
	議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化		○	継続	登米市議会主催議員研修会 【H29】「したふり議会」にならないために ～議会からの「政策サイクル」～ 青森中央学院大学 准教授 佐藤淳 【H30】対話から政策のタネを見つける手法を学ぶ ～ワールド・カフェ方式の実践～ 青森中央学院大学 准教授 佐藤淳 宮城県市議会議長会主催研修会や一関市・栗原市・登米市三市交流会等で研修している。
	議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置		○	継続	【H29】実績なし 【H30】議員研修と職員研修と合同研修会を開催した
第19条	議会事務局の体制整備					
	議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	■法務担当職員の強化を行っている	○	継続	平成30年度、市当局と併任発令により法制執務担当が配置された
第20条	議会図書室					
	議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	□調査研究にフル活用できる環境を整えている □議会図書室を住民に開放している □調査研究を充実させるため、他の図書館と連携している	○	拡充	議会図書室の室内を整理整頓、図書資料の整理を行った。 議会活動に役立つ参考図書を購入するとともに、資料や図書内容の紹介を行った。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第21条	議員定数					
	議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正		○	継続	H25. 4. 29～ 議員定数26名
	議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用		×	継続	実績なし
	議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案		×	継続	実績なし
第22条	議員報酬					
	議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定		○	継続	H25. 4～ 議長：491,000円、副議長：425,000円、議員：398,000円
	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用		×	継続	実績なし
	議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案		×	継続	実績なし
第23条	議員の政治倫理					
	議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	倫理条例の制定	☐ 議会議員全員が政治倫理について学ぶ機会を設けている ☐ 政治倫理条例の内容を検証している	○	継続	政治倫理条例は制定しているが、政治倫理の研修や条例の検証は行っていない。 NEXT👉市民の求める市議会議員像や倫理に関する研修が必要である。
第24条	最高規範性					
	この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例等を制定してはならない。	基本条例の趣旨に反する条例等の制定				議会における最高規範である旨の条文であるため、検証の対象外とする。

登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成29年4月～平成31年3月)

議会基本条例		評価項目	議会改革チェック項目	評 価		具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	
第25条	見直し手続き					
	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	■自己評価を行っている □第三者評価を行っている □市民評価を行っている ■評価結果と改善策を議会ウェブサイトで公開している	○	拡充	議会の自己評価を行っている。 ①H27. 3. 26報告 ②H29. 3. 24報告 NEXT👉自己満足になっていないか、市民目線での評価も必要。
	議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	改正が必要と認められたとき条例改正	□改正に向けて検討を行っている □改正に向けて住民の意見を聴く機会を設けている ■時代や課題に合わせた改正を行っている	○	継続	【H29】実績なし 【H30】実績あり…議決事件の変更 (市重要計画への参画ルールの明確化)

- ◆評価項目 … 全国市議会議長会や早稲田大学マニフェスト研究所が行う調査を参考に条文毎の評価項目を設定し、検証した。
- ◆議会改革チェック項目 … 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会の議会改革度チェック内容を参考に設定し、取組状況を確認した。
- ◆評価 … 達成度と今後の方向性について評価区分に基づき行った。
- ◆具体的な取り組み … 平成29年度から平成30年度分を計上。今後、検討や配慮が必要な項目について「NEXT🔗」で記載した。